

1. 事業の必要性・概要

平成26年7月に施行された「水循環基本法」において、国、地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる（第15条）こととされているほか、水循環に関する施策を適正に策定し、実施するため、水循環に関する調査を実施する（第19条）こととされている。また、国民共有の貴重な財産である水資源を将来に渡って全国民が享受できるよう、国はその保全に努めるとともに、国民等へ対して健全な水循環の重要性への理解や関心を高めることが求められている（第10条）。このため、健全な水循環の確保及び水環境保全活動の促進を図るために、調査、事業を行う必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①気候変動による水循環への影響評価・適応策検討事業

公共用水域の中で水の滞留時間の長い湖沼において、気候変動に伴う水温、水質、全循環機構等を再現可能なモデルを構築した上で、将来の気候変動の影響を評価するとともに、脆弱と考えられる湖沼を抽出し、具体的な適応策を検討する。

②水環境の危機管理・リスク管理推進事業

水の安全・安心確保のため、従来の有害物質だけでなく、浄水場の消毒過程で有害物質を生成するなど潜在的に環境リスクを抱える物質について、工場等の排出実態及び環境中の存在状況を把握し、平常時のリスク管理や水質事故時の原因究明などの危機管理に必要な方策を検討する。

③健全な水循環に係る普及啓発事業

健全な水循環の重要性等の理解と関心を深めることで水資源の保全活動の基盤形成を図り、保全活動推進の事業を実施し、さらに広く国民へ継続的に情報を発信する。

3. 施策の効果

それぞれの事業を通じて、健全な水循環を確保し、水環境保全活動の促進を図る。

健全な水循環に係る総合対策推進費

平成27年度予算(案)額
113百万円 (104百万円)
支出先: 民間事業者等

「水循環基本法」(平成26年7月施行)

- ・水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる(第15条)。
- ・水循環に関する施策を適正に策定し及び実施するため、水循環に関する調査を実施する(第19条)。
- ・国民等へ対して健全な水循環の重要性への理解や関心を高めることが求められている(第10条)。



健全な水循環の確保に向け、各施策を推進



気候変動による水循環への影響評価・適応策検討事業

・気候変動により引き起こされる湖沼等の水温・水質等の定量的な影響予測評価と定性的な影響評価の検討を行い、具体的な湖沼での適応策を検討し、湖沼のみならず流域全体における健全な水循環の確保に努める。

水環境の危機管理・リスク管理推進事業

・従来の有害物質だけでなく、浄水場の消毒過程で有害物質を生成する潜在的に環境リスクを抱える物質について、工場等の排水実態及び環境中の存在状況を把握し、平常時のリスク管理や水質事故の原因究明などの危機管理に必要な方策を検討し、健全な水循環の確保に努める。

健全な水循環に係る普及啓発事業

・国民が健全な水循環に関する正しい認識を持ち、水資源を共有できるよう啓発活動を行うとともに、水循環保全活動の促進を図る。
・「水循環基本法」で定められた「水の日」等、水循環に係る行事等において、自然体験活動や水環境学習等の機会の創出を図るほか、世界へのPR等の波及効果を図る。



健全な水循環の確保及び水環境保全活動の促進を図る。